

しゅうがくえんじょせい ど

しんにゅうがくじゅん び きん にゅうがくまえ し きゅう

あんない

就学援助制度による「新入学準備金」入学前支給のご案内

申請期間: 令和 8 年 **11 月2日(月)** ~ **12 月22日(火)**

令和9年4月に、小学校新1年生になられるお子様の保護者の方で、経済的に困りの世帯・児童扶養手当受給世帯(一部支給を含む)に対し、奈良市の就学援助制度により、「新入学準備金」が入学前に支給されます。

支給を希望される方は、事前にお手続きが必要となりますので、ご案内します。

就学援助って？



経済的に困りのご家庭を対象に、お子様（小・中学生）の楽しい学校生活に必要な給食費・修学旅行費などの一部を援助する制度です。

「新入学準備金」の支給は、就学援助制度で、「新入学学用品費」をお子様の入学前に支給するものです。

支給の対象となる方(以下の条件にすべて該当する方)

- ◆経済的に困りで、昨年の世帯所得が認定基準以下の方（基準は下部に記載）
- ◆児童扶養手当を受給されている方(一部支給を含む)
- ◆令和9年2月1日時点で奈良市内に在住している方 ◆令和9年4月に小学校入学予定のお子様の保護者
- ◆申請期間中に、奈良市就学援助費(新入学準備金)受給申請書を提出された方

申請について(申請期間:令和8年 11 月2日(月) ~ 12 月22日(火))(期間内必着)

受付
窓口

オンライン または 教育総務課(市役所北棟3階) または 入学予定の市立小学校

※郵送でも申請できます。

郵送による申請は教育総務課までお願いします。〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号

必要な
もの

●申請書(10月下旬より教育総務課のホームページよりダウンロード可能)

●児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給されている方のみ)

○令和8年1月1日時点で奈良市外の住民の方のみ、前住所地の令和8年度課税証明書が必要です。

※申請書記入時に、口座番号(振込先口座)の漏れがないかご確認ください。

※認定・否認定の通知は、支給予定日である令和9年3月5日(金)を目途に発送予定です。



オンライン申請はこちらから

支給額・支給日

- ◆支給額…6万円程度(令和8年度新小学1年生への支給実績:64,300円) ◆支給日…令和9年3月5日(金)(予定)

認定基準

① 同一生計のご家族全員の令和7年中(1月～12月)の所得の合計が下記の表以下の方(めやす)

世帯人数	基準額(令和7年1月～12月の世帯全員の所得の合計)
2人世帯(母子・父子)	211 万円程度
3人世帯(父・母・子)	262 万円程度
3人世帯(母子・父子)	266 万円程度
4人世帯(父・母・子)	303 万円程度
5人世帯(父・母・子)	330 万円程度
6人世帯(父・母・子)	400 万円程度

※給与所得および公的年金等所得の合計が10万円以上ある方の場合、合計所得金額から10万円を差し引いた額を判定所得として用います。

※自営業の方の場合、売り上げから必要経費を除外した額を判定所得として用います。

※世帯の年齢等により認定基準が上下します。基準に該当するか分からない場合にも申請していただくことは可能です。

② 児童扶養手当を受給されている方(一部支給を含む)

◇認定基準を上回る方で、死別・失業・離婚などにより令和 7 年中に比べて収入が激減し、お困りの場合、状況を示す書類の提出により審査することがありますので、ご相談ください。

生活保護受給中の方

生活保護を受給中のお子様は、同様の費用が保護費から支給されるため、今回の申請手続きは必要ありません。

お知らせ事項

◇「新入学準備金」を受給された方は、令和9年度の「就学援助制度」による給食費等の援助について再度申請していただく必要はございません。

◇受給された方が市外へ転出された場合、ご転出先の自治体に対して、本市にて支給を行ったことを通知します。

※今回「新入学準備金」の入学前支給を受けた方が、令和9年度の「就学援助制度」において認定となった場合は、「新入学学用品費(新入学準備金)」は支給済となります。

※逆に今回「新入学準備金」の入学前支給を申請されない場合で、入学後に令和9年度の「就学援助制度」を申請し4月より認定となれば「新入学学用品費(新入学準備金)」として同額が支給されます。

※ただし、新しい年度の審査基準となるため、「新入学準備金」の入学前支給とは結果が異なる場合がありますので、今回の時期に申請されることをお勧めします。

その他の援助

奈良市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費・給食費等の一部を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。この制度は、該当するお子様の保護者の方に学用品費、学校給食費などを補助し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

◆補助対象となる経費…①学校給食費・交通費(通学費) ②修学旅行費 ③校外活動費 ④新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ⑤学用品・通学用品購入費

◆注意点

「就学援助制度」と「特別支援教育就学奨励費制度」を同時に受給することはできません。「就学援助制度」がより手

厚いため、「就学援助制度」の対象となる方は、就学援助を申請されることをお勧めします。

【お問い合わせ】(申請書の郵送先)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会事務局 教育総務課 就学係(市役所北棟3階)

TEL:0742-34-1111(市役所コールセンター)